

背景・経過

- 地域包括支援センターは、行政（市町村）機能の一部として、地域の最前線に立ち地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として存在しているが、その運営を効果的に継続していくためには、運営協議会による評価の取組、PDCAの充実等の評価・点検の取組が求められている。
- 本市においては、平成26年度から各センターの市独自基準に基づく事業評価を実施しており、10年が経過しようとしている。
- この間、地域包括支援センターの機能強化の観点から、平成30年度には国の評価指標が示され、市町村評価及びセンターの評価を実施することとされたことから、センターにおいては2つの評価軸で自己評価を行ってきたところである。
- 今般、厚労省から「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について」（令和6年6月7日付）が発出され、平成30年度に設定された国評価基準の見直しが行われた。
- 市独自基準に基づく事業評価及び国の評価基準のいずれにおいても、達成状況が高くなっている。（別紙1「平成27年度から令和6年度までの評価結果」のとおり。）

今後のセンター評価の取扱い

- 令和7年度から、センターの運営状況調査と同時期に実施することとなる事業評価について、その評価内容が従来の市の評価基準と重複するものや、評価項目の役割自体が標準化されたものがみられることから、国の事業評価の結果を用いて本運営協議会においてセンターの事業が評価されるものとして、評価基準を一本化する。（別紙2「旧評価基準と新たな国の評価基準との対比表」のとおり。）

平成27年度から令和6年度までの評価結果

◎ 平成27年度から令和6年度までの各センターの評価結果については、「できていない」の評価はほとんどみられなかった。

（一部コロナ禍における研修等の中止に伴う実績減の場合、3職種の人員配置に欠員が出た場合の事情がある場合のみ）

◎ 評価の最高段位である「よくできている」の取得率については、以下のとおり。

